



宮 崎 県 公 報

平成19年8月2日(木曜日) 第1901号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市内旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則……………(宮農支援課) 1

告 示

○公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) 2

頁

○土地収用法に基づく土地の立入り許可 (3件) (用地対策課) 2

○道路の区域の変更……………(道路保全課) 3

○道路の供用の開始……………(//) 3

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(生活・文化課) 4

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(地域産業振興課) 4

○土地改良区の役員の就退任の届出 (6件) ……(農村整備課) 5

規 則

宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月二日

宮崎県知事 東國原 英夫

宮崎県規則第五十九号

宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

宮崎県農業改良資金貸付規則(平成十四年宮崎県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農林水産省令第五十七号」の下に「(以下これらを「貸付関係法規」という。)」を加える。

第三条第一項第一号中「農業者団体」の下に「(以下「農業者等」という。)」を加え、同項第二号中「農業者又は農業者団体」を「農業者等」に改める。

第五条第一項中「貸付け」の下に「(以下「貸付け」という。)」を加え、「もの」を「農業者等」に改める。

第八条中「借入申込者」を「前条第一項の規定により貸付けの決定を受けた借入申込者(以下「借受者」という。)」に改める。

第九条中「農業改良資金の貸付けを受けたもの(以下「借受者」という。)」を「借受者」に、「事業完了後」を「貸付けに係る事業の完了後」に改める。

第十四条を第十五条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第十条中「もの」を「借受者(以下「支払猶予申請者」という。)」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。(貸付けの決定の取消し)

第十条 知事は、借受者又は融資機関が貸付関係法規若しくはこの規則に違反したとき、又は貸付関係法規若しくはこの規則に基づく知事の指示に従わないときは、貸付けの決定を取り消すことができる。

別表一の項を次のように改める。

1	借受者の借受又は取消し決定の取消し
1	この項の項を改訂するもの 1 指定借受者(農業改良資金貸付規則(第五十五号)第五十二條第一項に規定する農業改良資金貸付(総称)及び利用中農業改良に関する法規(第五十五号)第五十八号)第二項の規定による指定借受者(農業改良資金貸付規則(第五十五号)第五十八号)第一項に規定する債権者(債権者)の)の指定借受者(農業改良資金)に指定するもの 2 指定借受者(指定借受者の指定に関する規定)に指定するもの(第五十五号)第五十八号)

<p>1 土地収用法(以下「農林水産省令」)に規定する土地の立入り許可(以下「立入り許可」)を行うもの(以下「立入り許可」)</p> <p>2 道路の区域の変更(以下「道路区域変更」)を行うもの(以下「道路区域変更」)</p> <p>3 道路の供用の開始(以下「道路供用開始」)を行うもの(以下「道路供用開始」)</p>	<p>1 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(以下「認証申請」)を行うもの(以下「認証申請」)</p> <p>2 大規模小売店舗の新設に関する届出(以下「届出」)を行うもの(以下「届出」)</p> <p>3 土地改良区の役員の就退任の届出(以下「届出」)を行うもの(以下「届出」)</p>
--	---

別表八の項から十一の項までを次のように改める。

八	借受者の借受又は取消し決定の取消し	指定借受者又は指定借受者
九	借受者の借受又は取消し決定の取消し	指定借受者
十	借受者の借受又は取消し決定の取消し	指定借受者
十一	この項の項を改訂するもの 1 指定借受者(農業改良資金貸付規則(第五十五号)第五十二條第一項に規定する農業改良資金貸付(総称)及び利用中農業改良に関する法規(第五十五号)第五十八号)第二項の規定による指定借受者(農業改良資金貸付規則(第五十五号)第五十八号)第一項に規定する債権者(債権者)の)の指定借受者(農業改良資金)に指定するもの 2 指定借受者(指定借受者の指定に関する規定)に指定するもの(第五十五号)第五十八号)	指定借受者、農業改良資金貸付又はクレジット
十二	この項の項を改訂するもの 1 指定借受者(農業改良資金貸付規則(第五十五号)第五十二條第一項に規定する農業改良資金貸付(総称)及び利用中農業改良に関する法規(第五十五号)第五十八号)第二項の規定による指定借受者(農業改良資金貸付規則(第五十五号)第五十八号)第一項に規定する債権者(債権者)の)の指定借受者(農業改良資金)に指定するもの 2 指定借受者(指定借受者の指定に関する規定)に指定するもの(第五十五号)第五十八号)	この項の項を改訂するもの

「第 6 条関係」及び「第 7 条関係」に係るもの
「第 7 条関係」及び「第 8 条関係」に係るもの
「第 8 条関係」及び「第 9 条関係」に係るもの
「第 9 条関係」及び「第 11 条関係」に係るもの
「第 10 条関係」及び「第 12 条関係」に係るもの

附 則

この規則は、公布の日から起算して

告 示

宮崎県告示第 638号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

平成19年 8 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免許の年月日及び番号
平成19年 7 月11日
シレイ26750-897
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
宮崎県
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
宮崎県知事 東国原英夫
宮崎県宮崎市広島 1 丁目 7 番21号

3 埋立区域

- (1) 位置
宮崎県児湯郡川南町大字平田字四海5053番 1、5053番10、5053番11並びに、川南町大字平田字持場5109番 1、5109番 2 の地先公有水面

- (2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域（地点の位置は別表 1 のとおり）

- (3) 面積
3,158.11㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置
宮崎県児湯郡川南町大字平田字四海5053番 1、5053番10、5053番11並びに、川南町大字平田字持場5109番 1、5109番 2 の地先公有水面

- (2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれた区域（地点の位置は別表 2 のとおり）

- (3) 面積
22,246.75㎡

5 埋立地の用途

漁港施設用地

別表 1

地点	地 点 の 位 置
①の地点	川南漁港東防波堤灯台（北緯32度 9 分55秒、東経131度33分26秒）から 264度21分49秒 462.48mの地点

②の地点	①の地点から 202度46分37秒	51.50mの地点
③の地点	②の地点から 292度46分37秒	122.28mの地点
④の地点	③の地点から 2度30分36秒	4.37mの地点
⑤の地点	④の地点から 317度07分33秒	6.93mの地点
⑥の地点	⑤の地点から 295度32分12秒	10.01mの地点
⑦の地点	⑥の地点から 297度59分37秒	8.35mの地点
⑧の地点	⑦の地点から 22度46分37秒	6.50mの地点
⑨の地点	⑧の地点から 112度46分37秒	110.10mの地点
⑩の地点	⑨の地点から 22度46分37秒	75.70mの地点
⑪の地点	⑩の地点から 112度46分37秒	2.80mの地点
⑫の地点	⑪の地点から 202度46分37秒	56.90mの地点
⑬の地点	⑫の地点から 112度46分37秒	20.10mの地点
⑭の地点	⑬の地点から 22度46分37秒	18.00mの地点

別表 2

地点	地 点 の 位 置
アの地点	川南漁港東防波堤灯台（北緯32度 9 分55秒、東経131度33分26秒）から 274度38分17秒 422.59mの地点
イの地点	アの地点から 202度46分37秒 144.93mの地点
ウの地点	イの地点から 292度46分37秒 153.50mの地点
エの地点	ウの地点から 22度46分37秒 144.93mの地点

宮崎県告示第 639号

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第11条第 2 項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成19年 8 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
東九州自動車道（都農町～西都市）新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
宮崎県児湯郡都農町大字川北字朝草原、字湯牟田、字尾立、字竜ヶ平
宮崎県児湯郡川南町大字川南字鶴戸ノ本、字下り山、字角谷、字角谷下、字角谷堤尻、字丸尾、字蟻ノ草、字宮田、字宮田下、字宮田上、字境谷下、字沓袋畑、字古場山、字国光、字国光原、字黒岩、字黒岩北、字山ノ口、字山下道上、字山瀬谷、字市納上、字松尾谷、字上ノ原南分、字上ノ原北分、字森ヶ久保、字須田久保、字西牟田、字赤坂下、字赤石、字前ノ田南、字前ノ田、字前ノ田村下、字前田、字大迫、字谷ノ口、字中の迫、字天神本、字土尻、字東国光、字湯牟田、字内野丸、字八幡山、字尾花坂上、字尾花西平、字北原、字明野、字綿打、字綿打上、字野中、字織立、字蔵座村、字西川、字登り口、字丸山西原
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字下耳切、字牛牧原、字五郎丸、字五郎丸河原、字荒原、字黒土田、字堺谷、字市ノ山、字西小並、字竹嶋、字中尾、字南中原、字崩戸、字北牛牧、字北中原、字北唐木戸、字牧内、字野首、字老瀬坂上
宮崎県児湯郡新富町大字新田字老町田、字永牟田、字音明寺、字下出口、字下川、字下谷川、字下迫口、字花園、字勤大寺、字

岩瀬、字駒取場、字向原、字出口、字上新開、字上谷川、字新橋、字西河原、字石田、字前原、字大中原、字大迫、字大牟田、字中原、字中尾、字吐合、字土橋、字八幡上、字尾小原、字部頭迫、字綿打、字門田、字柳田

宮崎県西都市大字岡富字岡富、字宮ノ前、字宮ノ東、字船倉下、字仲川原、字尾崎

4 立ち入ろうとする期間

平成19年8月2日から平成20年8月1日

宮崎県告示第 640号

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第11条第 2 項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 起業者の名称

西日本高速道路株式会社

2 事業の種類

九州縦貫自動車道宮崎線（清武 J C T）改築工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

宮崎県宮崎郡清武町大字今泉字柳ヶ谷、字三ツ杭、字内平、字穴ヶ迫、字川平

4 立ち入ろうとする期間

平成19年8月2日から平成20年8月1日

宮崎県告示第 641号

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第11条第 2 項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 起業者の名称

西日本高速道路株式会社

2 事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（門川インターチェンジから都農インターチェンジまで）

3 立ち入ろうとする土地の区域

宮崎県東臼杵郡門川町大字川内字松ヶ平、大字門川尾末字分蔵、字分蔵上中須、字下宮川内、字上宮川内、字小堤、字堀ノ内、字森ノ前、字黒岩、字黒岩谷、字太田、字西又、字宮ノ迫、字下ヶ原、字由良ノ口、字弓田、字堂ノ本、字地蔵面、大字加草字船越、字堂ヶ内、字壺町田、字庵作、字岡ノ花、字米田、字加草口、字深迫、字海田、字枝、字倉谷、字柳ヶ谷、字楠本、字京手、字霜月田

宮崎県日向市大字日知屋字荒平、字西ノ迫、字団子ノ越、字淀原、字ホセキギワ、字下払、字池ノ内、大字富高字程ヶ迫、字板平、字鍛冶屋ヶ原、字前原、字山田、字北の迫、字長迫、字鶴ノ田、字上切畑、字下切畑、字上鷹巣、字山下、大字塩見字上切畑、字駄撃原、字蔵ノ後、字古城内、字上ノ坊、字瀬ノ口、字清水、字下中野、字権現原山添、字東ヶ迫、字坊の下、大字財光寺字大谷尻、字池ノ田、字樋ノ口、大字平岩字下ノ原、字恵良ノ田、字北前田、字橋ノ口、字中島、字岩淵、字深田、字清水の元、字馬込、字馬込南畑、字カナヅ藪、字岡、字谷口、字平尾、字本村、字登り立、字コウ地、字中ノ別府、字ミコノ子、字金ヶ浜、字カバル、字ナガソ、字中高鳥、字上高鳥、字下高鳥、字タラミ田、字西鳥越、字ウド山、字山ヶ田、字南前田、字片平山、大字幸脇

字西境川、字宮田、美々津町字田代ヶ原、字大丸、字美山ヶ辻、字三月田、字麻附、東郷町山陰甲字落鹿、字日平、字山ノ口、字向ヲ原

宮崎県児湯郡都農町大字川北字西ノ郡、字寺下、字下原、字平山、字宮原、字内野後原、字西尾立、字西原、字土矢原、字境谷、字舟川、字舟川中原、字舟川前田、字舟川尾立、字榎谷、字牧川、字木戸平、字荒崎平、字馬場口、字苳生尾立、字井手ヶ平、字朝草原、字湯牟田、字俵石

4 立ち入ろうとする期間

平成19年8月2日から平成20年8月1日

宮崎県告示第 642号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年8月2日から平成19年8月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
44	県道	宮崎高鍋線	児湯郡新富町大字日置字赤糸並木附4966番10地先から同郡同町同大字字西永迫4116番4地先まで	旧	9.2 ~ 33.0	115.0
				新	10.8 ~ 26.4	

宮崎県告示第 643号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年8月2日から平成19年8月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高鍋線	児湯郡新富町大字日置字赤糸並木附4966番10地先から同郡同町同大字字西永迫4116番4地先まで	平成19年8月2日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年7月18日	特定非営利活動法人 宮崎健康福祉ネットワーク協議会	富田 雄二	宮崎県宮崎市和知川原1丁目101	この法人は、県民や医療関係機関に対し医療・健康・福祉分野の情報を広域で連携させる情報システムを提供することで効率よく効果的な健康支援サービスを提供することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイスクエア南宮崎
宮崎市大淀三丁目220番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ジョイント・コーポレーション
代表取締役 東海林義信
東京都目黒区目黒二丁目10番11号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社まつの 代表取締役社長 松野晴義
宮崎市大塚町宮田2940番1号
他 未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年3月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,200㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地北側 26台、建物6階部 79台、

建物7階部 80台、建物屋上部 110台、
建物敷地北東側立体駐車場 56台、
建物敷地北側駐車場 44台
合計 395台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北東側 (No.1) 8台、建物北東側 (No.2) 44台、
建物北西側 (No.3) 25台、建物北西側 (No.4) 32台、
建物南西側 (No.5) 35台、建物南西側 (No.6) 177台、
建物南東側 (No.7) 69台
合計 390台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北東側 (No.1) 64㎡、建物北東側 (No.2) 64㎡
合計 128㎡

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北東側 38.88㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時、閉店時刻 午後12時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

建物敷地北側、建物6階部、建物7階部、建物屋上部駐車場
午前9時30分～午前0時30分

建物敷地北東側立体駐車場、建物敷地北側駐車場

午前9時30分～午後10時00分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地北側、建物6階部、建物7階部、建物屋上部駐車場
北西側 1箇所（入口）、北西側 1箇所（出入口）、

北東側 1箇所（出入口）

建物敷地北東側立体駐車場

南東側 1箇所（出入口）、北西側 1箇所（出入口）

建物敷地北側駐車場

西側 2箇所（出入口）

合計 7箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分～午後10時00分

8 届出年月日

平成19年7月17日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

- (2) 期間

平成19年8月2日から平成19年12月3日まで

10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

- (2) 期間

平成19年8月2日から平成19年12月3日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、紙屋第二土地改良区（野尻町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 8 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	富 田 満州男	野尻町大字紙屋3229番地41
理 事	村 田 正 美	野尻町大字紙屋3418番地
理 事	廣 島 清 治	野尻町大字紙屋3780番地 7
理 事	坂 上 五 男	野尻町大字紙屋2957番地 3
理 事	上 原 和 裕	野尻町大字紙屋2213番地
監 事	深 川 國 雄	野尻町大字紙屋2943番地
監 事	川久保 光 夫	野尻町大字紙屋3776番地

(任期：平成23年 4 月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	富 田 満州男	野尻町大字紙屋3229番地41
理 事	村 田 正 美	野尻町大字紙屋3418番地
理 事	廣 島 清 治	野尻町大字紙屋3780番地 7
理 事	西 山 利 春	野尻町大字紙屋3004番地
理 事	坂 上 五 男	野尻町大字紙屋2957番地 3
監 事	深 川 國 雄	野尻町大字紙屋2943番地
監 事	川久保 光 夫	野尻町大字紙屋3776番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上方土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 8 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	市 來 洋一郎	えびの市大字原田3821番地

理 事	出 口 義 信	えびの市大字坂元 162番地 2
理 事	眞 方 繁 光	えびの市大字大河平1842番地
理 事	谷 口 道 春	えびの市大字大河平1565番地
理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	木牟礼 重 久	えびの市大字原田19番地
理 事	大木場 和 年	えびの市大字原田1972番地
理 事	朝 稲 義 則	えびの市大字原田2071番地
理 事	岡 園 信 夫	えびの市大字原田3024番地
理 事	外 赤 逸 男	えびの市大字杉水流 195番地 6
理 事	大平落 登	えびの市大字原田1325番地 6
監 事	西 田 政 明	えびの市大字上江 197番地 1
監 事	上 野 哲 二	えびの市大字杉水流 861番地
監 事	北馬場 龍 馬	えびの市大字前田1068番地

(任期：平成21年 4 月 6 日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	市 來 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	出 口 義 信	えびの市大字坂元 162番地
理 事	内 赤 彦 志	えびの市大字杉水流 859番地
理 事	眞 方 繁 光	えびの市大字大河平1842番地
理 事	谷 口 道 春	えびの市大字大河平1565番地
理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理 事	内 田 久 喜	えびの市大字原田1334番地
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	佐 伯 徳 夫	えびの市大字原田2563番地

理 事	大平落 住 雄	えびの市大字原田2392番地
理 事	吉 留 貞 夫	えびの市大字原田1534番地 7
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 182番地
理 事	木牟礼 重 久	えびの市大字原田19番地
監 事	外 赤 正	えびの市大字杉水流 542番地
監 事	西 田 千 秋	えびの市大字上江 194番地 5
監 事	北馬場 龍 馬	えびの市大字前田1068番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大河平土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 8 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 中 雄 策	えびの市大字大河平2317番地
理 事	栗 屋 稔	えびの市大字大河平3622番地
理 事	佐 藤 正一郎	えびの市大字大河平2547番地
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	溝 口 嘉 秀	えびの市大字大河平2733番地
監 事	溝 口 順 昭	えびの市大字大河平2402番地
監 事	吐 師 伸次郎	えびの市大字原田 166番地 2

(任期：平成21年 5 月 9 日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 正一郎	えびの市大字大河平2547番地
理 事	溝 口 嘉 秀	えびの市大字大河平2733番地
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	沼 田 市 次	えびの市大字大河平2642番地 2
理 事	吐 師 伸次郎	えびの市大字大河平2786番地
監 事	田 中 雄 策	えびの市大字大河平2317番地

監 事	中 村 正 慶	えびの市大字大河平2165番地
-----	---------	-----------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、池島土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 8 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	野 間 寛 俊	えびの市大字池島 459番地 1
理 事	林 正 明	えびの市大字池島40番地
理 事	野 間 芳 治	えびの市大字池島 362番地
理 事	星 指 義 文	えびの市大字池島 463番地 4
理 事	鶴 田 静 徳	えびの市大字池島 387番地
理 事	長 尾 政 秋	えびの市大字今西 637番地 2
監 事	新 原 不可止	えびの市大字池島 308番地
監 事	鞍津輪 彰	えびの市大字池島 488番地

(任期：平成21年 4 月30日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	野 間 寛 俊	えびの市大字池島 459番地 1
理 事	林 正 明	えびの市大字池島40番地
理 事	野 間 芳 治	えびの市大字池島 362番地
理 事	星 指 義 文	えびの市大字池島 463番地 4
理 事	鶴 田 静 徳	えびの市大字池島 387番地
理 事	長 尾 政 秋	えびの市大字今西 637番地 2
監 事	新 原 不可止	えびの市大字池島 308番地
監 事	鞍津輪 彰	えびの市大字池島 488番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、東川北土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	西 吉 耕 一	えびの市大字東川北 480番地
理 事	嶽 元 源 一	えびの市大字東川北1042番地
理 事	米 倉 義 男	えびの市大字東川北1245番地
理 事	小 原 壽	えびの市大字榎田 532番地
理 事	内 牧 直 人	えびの市大字東川北 273番地 6
監 事	山 下 良 政	えびの市大字東川北 838番地 2
監 事	井 上 義 人	えびの市大字東川北 252番地 2

(任期：平成23年5月22日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山之内 秀 樹	えびの市大字東川北 282番地
理 事	丸 田 重 徳	えびの市大字東川北 266番地
理 事	松 田 数 實	えびの市大字東川北1254番地
理 事	岡 園 喜 雄	えびの市大字東川北1245番地
理 事	森 山 宏 昌	えびの市大字東川北 870番地
監 事	山 下 良 政	えびの市大字東川北 838番地 2
監 事	永 谷 隆 郎	えびの市大字東川北 474番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上江土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 蔵 安 美	えびの市大字上江1924番地 3
理 事	和 田 一 郎	えびの市大字上江1456番地
理 事	上 野 昭 雄	えびの市大字上江 605番地 1

理 事	大木場 徳 雄	えびの市大字原田2279番地
理 事	瀬 口 喜三雄	えびの市大字上江1027番地 5
理 事	堀 義 治	えびの市大字上江1220番地 5
理 事	田 中 徳 明	えびの市大字上江2091番地 3
理 事	外 屋 幸 一	えびの市大字今西 626番地 1
監 事	外 屋 伸 彦	えびの市大字今西 303番地
監 事	園 田 軍 志	えびの市大字上江1563番地
監 事	角 井 一 郎	えびの市大字上江 628番地

(任期：平成21年4月23日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 蔵 安 美	えびの市大字上江1924番地 3
理 事	亀 園 耕 作	えびの市大字上江2055番地 3
理 事	上 野 昭 雄	えびの市大字上江 605番地 1
理 事	大木場 徳 雄	えびの市大字原田2279番地
理 事	瀬 口 喜三雄	えびの市大字上江1027番地 5
理 事	堀 義 治	えびの市大字上江1220番地 5
理 事	杉水流 征 弘	えびの市大字上江2241番地 1
理 事	和 田 一 郎	えびの市大字上江1456番地
監 事	外 屋 伸 彦	えびの市大字今西 303番地
監 事	園 田 軍 志	えびの市大字上江1563番地
監 事	東 祐 利	えびの市大字上江 682番地